

宮城県行政庁舎エレベーター外扉広告事業に係る広告料等の決定方法(補足)

1 広告料及び広告掲出場所決定手順

- ① 申請時点において、希望枠数及び、エレベーター10枠分すべての広告料について提示
(※掲出を希望しない場所のみ金額を空欄で申請することができる)
- ② 広告枠ごと、提示した広告料の額が最も大きい申請者を選定
(※広告料が同額の場合には、県において広告申込書を受理した順による)
- ③ ②の選定枠数が最多となった申請者を決定し、当該申請者から広告掲出場所を選択
(広告掲出場所は希望枠数を上限に、②により選定した広告枠の中から選択)
- ④ ③により広告掲出場所を選択した申請者及び選択された広告枠を除外し、広告枠が上限に達するまで、②以下の作業を繰り返す

2 参考例(E:2枠・B:3枠・D:1枠を希望している場合)

●掲出場所決定1回目 Eが掲出場所の選択権を獲得し、EV3・EV7を選択

(単位:千円)

	EV1	EV2	EV3	EV4	EV5	EV6	EV7	EV8	EV9	EV10
A	300	300	350	350	350	400	350	350	600	450
B	350	350	400	550	450	450	400	450	450	500
C	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
D	400	400	400	400	400	500	500	400	500	500
E	500	500	500	500	500	500	550	500	500	
②	E	E	E	B	B	D	E	E	A	B
③			●				●			

※A~Eは受理順

EがEV3・EV7(●)を選択

●掲出場所決定2回目 Bが掲出場所の選択権を獲得し、EV4・EV8・EV10を選択

	EV1	EV2	EV3	EV4	EV5	EV6	EV7	EV8	EV9	EV10
A	300	300	350	350	350	400	350	350	600	450
B	350	350	400	550	450	450	400	450	450	500
C	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
D	400	400	400	400	400	500	500	400	500	500
E	500	500	500	500	500	500	550	500	500	
②	D	D		B	B	D		B	A	B(受理順)
③				●				●		●

BがEV4・EV8・EV10(●)を選択

●掲出場所決定3回目 Dが掲出場所の選択権を獲得し、EV6を選択

	EV1	EV2	EV3	EV4	EV5	EV6	EV7	EV8	EV9	EV10
A	300	300	350	350	350	400	350	350	600	450
B	350	350	400	550	450	450	400	450	450	500
C	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
D	400	400	400	400	400	500	500	400	500	500
E	500	500	500	500	500	500	550	500	500	
②	D	D			D	D			A	
③						●				

DがEV6(●)を選択

以降、広告枠が上限に達するまで繰り返し